

会津若松地方広域市町村圏整備組合委託業務発注基準

(平成20年1月29日決裁)

(平成24年3月29日決裁)

(平成25年3月29日決裁)

(平成27年3月31日決裁)

I 総則

会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「組合」という。）の委託業務のうち、測量、設計及び印刷業務に係る発注（以下「委託業務」という。）は、この基準によるものとする。

II 発注方式

委託業務の発注方式は、原則として次の表によるものとする。ただし、特殊な業務、技術的に難度の高い業務又は多様な入札方式を考慮しなければならない業務等その性質により、次の表による発注が困難な場合は、別途発注方式を検討する。

発注方式	対象業務
制限付一般競争入札 指名競争入札	予定価格が50万円を超えるもの
指名競争入札又は随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する場合には、随意契約）	上記以外の業務

制限付一般競争入札

制限付一般競争入札とは、入札を適正かつ合理的に行うため、当該入札に参加する者に必要な資格を定め、当該資格を有する者により入札を行わせるものである。

1 入札参加資格

入札に参加できる者は、入札時において次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 組合、構成市町村の入札参加資格者名簿に登載されていること。

(入札参加資格者名簿を作成していない町村にあつては、当該業者の委託業務等の実績等により、入札参加資格者名簿に登載されている者とみなすことができる。)

- (2) 組合構成市町村入札参加資格者登録において、業務の発注ごとに定める業種登録があること。
- (3) 業務の発注ごとに定める地域要件（注1）を満たしていること。
- (4) 対象となる業務に必要な許可及び資格を有すること。この場合において、法令の規定により対象となる業務等に関し許可又は資格を有していることが必要とされる場合には、組合入札参加資格登録が本社又は本店の場合は本社又は本店で、委任先を設けている場合は委任先の支店又は営業所で、許可又は資格を有すること。
- (5) 対象となる業務に必要な技術者を配置できること。
- (6) 組合、構成市町村の入札参加停止措置を受けた場合においては、当該入札参加停止期間を経過していること。
- (7) 業務施行実績の要件を定めた場合において、当該施行実績を有すること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、業務の発注ごとに定める要件を満たしていること。

2 地域要件の設定

すべての制限付一般競争入札において、次のとおり入札参加資格に係る地域要件を設定する。

委託業務の種類	地 域 要 件
測量及び設計業務	管内業者又は準管内業者であること。
印刷業務	業務の種類又は内容により、次のア～ウのいずれかの地域要件を設定する。 ア 管内業者であること。 イ 管内業者又は準管内業者であること。 ウ 管内業者、準管内業者又は県内業者であること。

3 入札の参加申込み

制限付一般競争入札に参加しようとする者は、制限付一般競争入札参加申込書（第1号様式）を組合に提出しなければならない。

4 入札保証金

制限付一般競争入札に参加する者の入札保証金については、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則(平成20年会津若松地方広域市町村圏整備組合規則第4号)第118条の規定により免除する。

5 参加資格の喪失

制限付一般競争入札に参加しようとする者で当該制限付一般競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者を制限付一般競争入札に参加させてはならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当するに至ったとき。
- (2) 制限付一般競争入札参加申込書等の書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

6 設計図書等の閲覧

- (1) 対象業務の設計図書等は、財務規則第 118 条の規定による公告の日から入札参加申込締切日時まで閲覧することができる。
- (2) 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、前号の規定による閲覧期間中に、設計図書等の複写をすることができる。
- (3) 設計図書等について質問がある場合は、発注業務ごとに公告で定める質問期限までに、質問書（第 2 号様式）により管理者に質問をすることができる。
- (4) 管理者は、前号の質問に対し、質疑応答書（第 3 号様式）により回答するものとする。

7 価格内訳書の提出

制限付一般競争入札に参加する者は、対象業務の入札の際、価格内訳書（第 4 号様式又は第 5 号様式）を提出しなければならない。

8 入札参加資格の審査

制限付一般競争入札の参加者に対し、入札後、入札参加資格の審査を行ない、落札者を決定するものとし、当該審査の方法については別途定める。

指名競争入札

指名競争入札とは、優秀にして确实なる者に業務を行わせるため、厳正かつ公平に入札者を選定し、入札を行わせるものである。

1 業者の選定要件

指名競争入札に参加するものを選考し、又は決定する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 組合、構成市町村の入札参加資格者名簿に登載されていること。

(入札参加者資格者名簿を作成していない町村にあつては、当該業者の業務等の実績等により、入札参加資格者名簿に登載されている者とみなすことができる。)

- (2) 組合、構成市町村の入札参加資格者登録において、対象となる業務の業種登録があること。
- (3) 対象となる業務に必要な許可及び資格を有すること。この場合において、法令の規定により対象となる業務に関し許可又は資格を有していることが必要とされる場合には、組合入札参加資格登録が本社又は本店の場合は本社又は本店で、委任先を設けている場合は委任先の支店又は営業所で、許可又は資格を有すること。
- (4) 組合、構成市町村の入札参加停止措置を受けた場合においては、当該入札参加停止期間を経過していること。
- (5) 選定しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 業者を選定する場合、次の事項を考慮することとする。
 - ・入札参加資格者名簿登録後における不誠実行為の有無
 - ・入札参加資格者名簿登録後における経営状況
 - ・入札参加資格者名簿登録後における業務成績
 - ・当該業務における地域的条件
 - ・手持ち業務の状況
 - ・当該業務施行についての技術的適性
 - ・入札参加資格者名簿登録後における安全管理の状況
 - ・入札参加資格者名簿登録後における労働福祉の状況

2 業者の選定数

業者の選定数は、次の表によるものとする。ただし、特別の理由がある場合は、選定業者数を増減することができる。

区 分	業務の予定価格	選定業者数
1	50 万円超 100 万円未満	4
2	100 万円以上 500 万円未満	5
3	500 万円以上 1,000 万円未満	6
4	1,000 万円以上 5,000 万円未満	8
5	5,000 万円以上	10

3 その他

その他の事項については、制限付一般競争入札の場合を準用する。

※ 用語の定義

(注1)

地域要件…組合及び構成市町村の入札参加資格登録業者を登録する事業所の所在地により次のア～エに区分したものを入札参加資格要件とし設定したものを地域要件という。

- | | | |
|---|-------|-----------------------------|
| ア | 管内業者 | 管内に所在する本社又は本店を登録する業者 |
| イ | 準管内業者 | 管内に所在する支店又は営業所を登録する業者 |
| ウ | 県内業者 | 管外かつ福島県内に所在する支店又は営業所を登録する業者 |
| エ | 県外業者 | 福島県外に所在する支店又は営業所を登録する業者 |

(アとイを地元業者、ウとエを管外業者という。)

Ⅲ その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成20年1月29日から施行し、同日以後に組合が発注する業務に適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う業務に適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う業務に適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う業務に適用する。